

Ⅲ【報告】地域交流センター指定管理者の取消の件

総務財政委員会

(地域協働局)

令和 8 年 9 月 15 日

地域交流センター指定管理者の取消の件

神戸市立地域交流センターの指定管理者から指定取消申請があったことを受け、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を取り消すことを決定した。

1. 指定を取り消す施設の名称と指定管理者

(1) 施設名：神戸市立箕谷地域交流センター分館

指定管理者：箕谷ふれあいのまちづくり協議会

(2) 施設名：神戸市立有野台第 2 地域交流センター

指定管理者：有野台第 2 ふれあいのまちづくり協議会

2. 現在の指定管理期間

2026 年（令和 8 年）4 月 1 日～2029 年（令和 11 年）3 月 31 日（3 年間）

3. 指定取消の効力発生日

2027 年（令和 9 年）3 月 31 日

4. 指定取消の理由

指定管理者から事業継続が困難であるとして指定取消申請が提出されたため

5. その他

今後、2027 年（令和 9 年）4 月 1 日以降の指定管理者の選定に向けた手続きを進める。